

# BEPPU わくわく建設券・実施要項

平成 25 年 4 月 8 日改訂版

## I. BEPPU わくわく建設券の概要

### 1. 目的

景気低迷の影響などにより、市内の建設業界は大変厳しい経営環境にあることから裾野の広い住宅関連産業を「BEPPU わくわく建設券発行事業」を実施することによって、市内建設業の活性化を図るとともに、市民の住宅環境改善の促進を図ることを目的とします。

### 2. 券名

BEPPU わくわく建設券

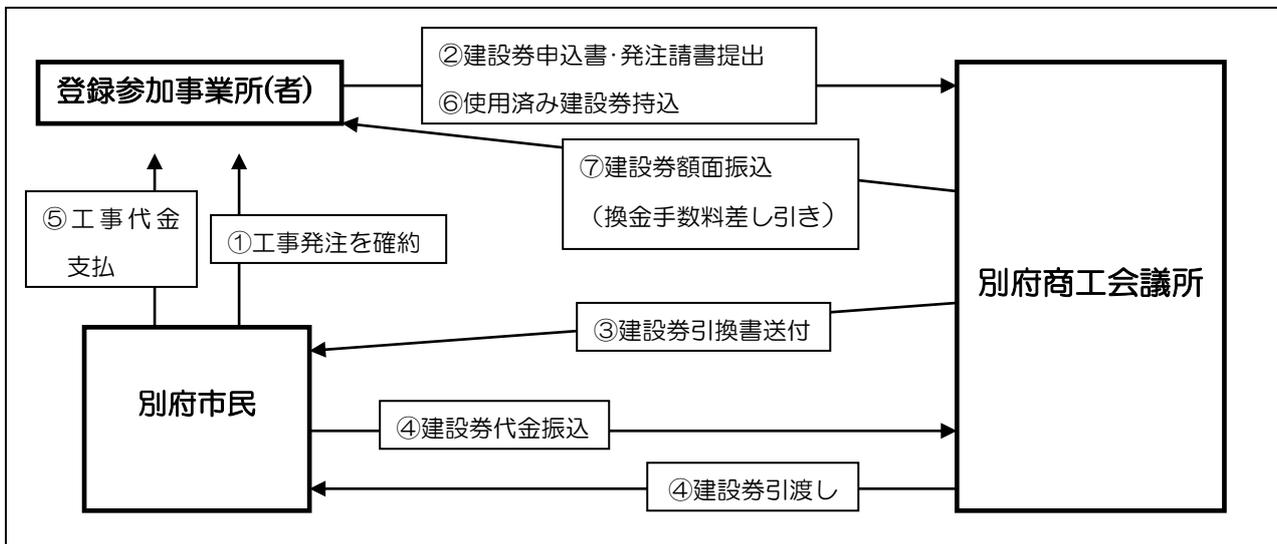
### 3. 実施主体

別府商工会議所

### 4. 事業の概略

発行総額（予定）	11 億円（販売価格 10 億円＋プレミアム 10%）
販売金額	50,000 円
発行額面	55,000 円（販売価格＋プレミアム 10%）
購入上限	1 世帯 40 枚まで（購入額 200 万円、額面 220 万円）まで
発行枚数	20,000 枚
申込方法 受付期間	建設券取扱事業所が別府商工会議所へ購入希望者に代わり申込書に発注請書(写)などの必要書類を添えてお申込みください。 平成 25 年 6 月 14 日（金）～平成 26 年 1 月 31 日（金）
工事着手日	平成 25 年 5 月 1 日（水）以降
工事対象期間	平成 25 年 5 月 1 日（水）～平成 26 年 2 月 14 日（金）
建設券 利用期間	平成 25 年 7 月 1 日（月）～平成 26 年 2 月 28 日（金）

### 5. 事業フロー



## II. BEPPU わくわく建設券の取り扱いについて

### 1. BEPPU わくわく建設券を購入できる方（施主）

別府市内において、自己が居住する専用住宅、または、自己が専用する敷地内の工事をBEPPU わくわく建設券発行事業参加登録事業所を通じて実施する別府市民の方が対象となります。

※事業者、別府市民以外の方は購入できません。

### 2. 参加登録対象事業所

#### (1) 参加条件

下記①～④のいずれかに該当し、別府市税を滞納していない事業所（者）で、BEPPU わくわく建設券発行事業に参加を希望する場合、別府商工会議所に参加登録申込みを行います。

- ①別府市登録指名業者（平成24年度 建設業者有資格名簿登録業者）
- ②別府市内に本店を有する事業所
- ③別府市内に営業所もしくは支店を有し、1年以上経過している事業所
- ④建設業法第3条の建設業の許可で建設業等の県知事の許可証、もしくは確定申告書の写し等で建設業を営んでいることが確認できる別府市内の事業所（者）

#### 【注意事項】

- ・参加できる事業所の対象業種は、建設業法第2条第1項別表にある業種のとおりです。
- ・別府商工会議所の会員であっても別府市内に事業所のない方は参加できません。
- ・ご不明な点は、必ず事前に別府商工会議所へお問合せ下さい。

#### (2) 申込方法

所定の参加事業所申込書に必要事項をご記入の上、下記の必要書類と併せて別府商工会議所までご持参の上お申込下さい。受付完了後、参加事業所証を送付いたします。

- ①参加事業所申込書
- ②別府市税納税証明書（完納証明書）
- ③建設業に伴う登録証等の証明書（写）もしくは確定申告書（写）
- ④誓約書

※「平成24年度 建設業者有資格名簿登録業者」については、書類②を提出する必要はありません。

●FAX、郵送による受付はできません。また提出書類に不備のある場合は受付できません。

#### (3) 申込期間

平成25年4月10日(水)～平成26年1月31日(金)午前10時～午後16時

(土・日・祝日及び8月13日～15日、12月30日～1月3日を除きます。)

※平成25年4月30日(火)までにお申し込みをされた事業所のみ、PRにあたり事業所名等を

チラシに掲載いたします。それ以降は、原則チラシ掲載はできませんのでご了承ください。

### 3. BEPPU わくわく建設券の申込について

**申込は参加登録事業所が行います。**

#### (1) 申込方法

購入希望者が参加事業所に事前に相談並びに工事施工を確約したうえ、参加事業所より別府商工会議所へ申込をしてください。申込の際には、必要書類を別府商工会議所へ直接持参して下さい。(FAX、郵送による受付は不可とし、その場合も申込書類は返却いたしません。なお、書類に不備がある場合は受付できません。)

※建設券購入希望者は、直接別府商工会議所へ申込をすることはできません。

#### (2) 申込受付期間

平成 25 年 6 月 14 日 (金) ～ 平成 26 年 1 月 31 日 (金)

(土・日・祝日及び 8 月 13 日～15 日、12 月 30 日～1 月 3 日を除きます。)

※先着順による申込とし、発行予定枚数に達した時点で申込終了とします。

#### (3) BEPPU わくわく建設券の申込場所・時間

場所：別府商工会議所 時間：午前 10 時～午後 16 時

#### (4) 必要書類

参加事業所が下記書類を別府商工会議所へ提出する。

- ①登録事業所証 (提示のみ)
- ②BEPPU わくわく建設券購入申込書
- ③当該工事の見積書もしくは発注契約書
- ④購入承諾書 (事業所用)
- ⑤工事前現場写真

### 4. BEPPU わくわく建設券の引換

**引換は購入希望者が行います。**

#### (1) BEPPU わくわく建設券引換書

参加登録事業所からの提出書類を確認の上、購入希望者に引換書を直接郵送します。その後、購入希望者が引換書と金融機関の振込依頼票控を持参し、BEPPU わくわく建設券と引換えます。

#### (2) BEPPU わくわく建設券引換期間

平成 25 年 7 月 1 日 (月) ～ 平成 26 年 2 月 28 日 (金) まで、毎月 1 日のみ引き換え可能  
但し、1 日が休日の場合は翌日となります。

(土・日・祝日及び 8 月 13 日～15 日、12 月 30 日～1 月 3 日を除きます。)

(3) BEPPU わくわく建設券の引換場所・時間

場所：別府商工会議所 時間：午前 10 時～午後 16 時

(4) BEPPU わくわく建設券の引換に必要な書類など

- ①引換書
- ②金融機関の振込票控
- ③本人（代理の場合は代理人）確認ができる身分証明書（運転免許証など）のコピー
- ④購入承諾書（施主用）

※引換書、金融機関の振込依頼票控がない場合は建設券と引換できません。

5. BEPPU わくわく建設券の換金について

**換金は参加登録事業所が行います。**

(1) BEPPU わくわく建設券換金方法

使用済み建設券を受領した参加登録事業所から、別府商工会議所へ必要書類を提出してください。なお、提出書類に不備のある場合は受付できません。

(2) BEPPU わくわく建設券換金手数料（換金時に取扱事業所に負担していただきます。）

1% ※口座振込の際、換金手数料を差し引いて振込いたします。なお、振込手数料は商工会議所で負担させていただきます。

(3) BEPPU わくわく建設券換金請求期間

平成 25 年 7 月 1 日（月）～ 平成 26 年 3 月 10 日（月）

（土・日・祝日及び 8 月 13 日～15 日、12 月 30 日～1 月 3 日を除きます。）

(4) BEPPU わくわく建設券換金請求場所・時間

場所：別府商工会議所 時間：午前 10 時～午後 16 時

(5) BEPPU わくわく建設券換金請求時の必要書類

- ①登録事業所証（提示のみ）
- ②所定の換金請求書
- ③使用済みの建設券
- ④購入者へ発行した領収書（写）
- ⑤工事完了後の写真

●FAX、郵送による受付はできません。また提出書類に不備のある場合は受付できません。

(6) 換金請求後の支払い

換金請求を受けた書類については、毎月 10 日、25 日締め（休日の場合は、翌営業日）、7 営業日以内に参加登録事業所の登録指定口座へ振込をいたします。原則、現金での換金はいたしません。

## 6. BEPPU わくわく建設券が利用できる工事の着手・支払完了期間

工事着手開始日 平成 25 年 5 月 1 日（水）から

支払い完了日 平成 26 年 2 月 28 日（金）まで

## 7. 利用制限

- (1) BEPPU わくわく建設券が利用できる工事着手開始日前の工事代金の支払いに BEPPU わくわく建設券は利用できません。
- (2) 工事に附随しない什器備品類のみの購入代金の支払いに BEPPU わくわく建設券は利用できません。  
(例：照明器具、映像機器など)
- (3) BEPPU わくわく建設券の利用期間は、発行日から 6 カ月以内です。また、9 月 1 日以降に発行した BEPPU わくわく建設券でも平成 26 年 2 月 28 日までしか利用できません。利用期間が過ぎるといかなる場合でも使用できません。
- (4) 事業に供するための資産に係る工事代金の支払い BEPPU わくわく建設券を利用することはできません。  
(例：事務所、アパート、マンション、貸しビル、貸店舗、教室など)
- (5) 店舗や事務所などと住宅の複合物件の場合は、店舗や事務所などの部分の工事代金の支払いに BEPPU わくわく建設券を利用することはできません。
- (6) 別府市から補助金を受けて行う工事（バリアフリーなど）においては、全体の工事費見積金額から、別府市の補助金の交付予定額を差し引いた金額を建設券による支払いの対象といたしますので、この部分の見積書及び契約書などの作成をお願いします。
- (7) 庭木の管理、機械設備などの保守及び点検修理、溝掃除、測量・委託管理業務、船舶、自動車などへの作業なども支払いの対象となりません。詳細については、必ず事前に別府商工会議所へお問合せ下さい。

## 8. 留意事項

- (1) BEPPU わくわく建設券の購入申込は先着順にて受付し、販売予定枚数に達し次第終了いたします。このため、最終申込者が購入申込書に記載した金額通りの枚数を購入できない場合がありますので、予めご了承ください。
- (2) BEPPU わくわく建設券購入後、払い戻しや釣銭の請求については応じませんので、事前に取扱事業所と十分協議し、見積又は発注金額の範囲内でご購入をお願いいたします。なお、施工不備などのトラブルや対象工事の増額、減額、未実施など、やむを得ない事情の場合は別府商工会議所へご相談ください。
- (3) BEPPU わくわく建設券を購入した方以外の利用及び譲渡、転売などの行為は禁止とし、このような行為が発覚した場合は建設券の購入を無効とし、BEPPU わくわく建設券購入額プレミアム分の返金をさせていただきます。

- (4) BEPPU わくわく建設券交付前又は交付後、換金時又は換金後に本事業の条件に該当しない場合や不正行為が判明した場合は、BEPPU わくわく建設券の購入を無効とし、BEPPU わくわく建設券購入額プレミアム分の返金をさせていただきます。
- (5) BEPPU わくわく建設券は現金とはお引換いたしません。
- (6) 建設業法などの許可が必要であるにも係わらず、許可を持たない建設業者は、取扱事業所として登録できません（政令で定める軽微な建設工事のみ請け負うことを営業とする方は不要です）。
- (7) いかなる場合でも BEPPU わくわく建設券購入後のキャンセル、払い戻しはできません。

## 9. 購入の利用例

契約書又は見積書の金額が230,000円の場合は、購入できる券の枚数は55,000円券×4枚（購入額200,000円）となります。購入者が支払いに利用する際は、建設券4枚220,000円分と残額として現金10,000円での支払いとなります。

## 10. お問い合わせ

建設券に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

別府商工会議所 総務部「BEPPU わくわく建設券」係

別府市北浜2-9-1

電話 (0977) 25-3311

FAX (0977) 26-2232